



からだに
いいはなし

インフルエンザの
予防接種のおはなし

予防接種は、インフルエンザと
新型コロナウイルスの重複感染の予防になる？

インフルエンザと新型コロナウイルスの同時感染については、海外から報告されています。これらのケーススタディにおいては人工呼吸器を使用した患者もいたとはいえ、二重感染でも新型コロナウイルスの症状や治療の過程とさほど変わりがなかったことが報告されていますが、症例が少数なので、重複感染が重症化を引き起こすかどうかはさらなる調査が必要でしょう。

それでもインフルエンザは、新型コロナウイルスに限らず、ほかの病原体（細菌、その他のコロナウイルスによる風邪など）に対して感受性を高めることが知られており、重複感染はしばしば起きることから、一方を避ける意味でもインフルエンザの予防接種は重要といえます。

インフルエンザのワクチンは、新型コロナウイルスの心血管系疾患にも予防効果があるとの報告もできています。

「インフルエンザのワクチンが、心血管疾患リスク低減のための最適な選択肢であるという証拠もあります」と、トロント大学の循環器科医ジェイコブ・ウデルは説明しています。

ソーシャル・ディスタンスを保ち、手洗いやマスクなどの安全対策を徹底していても、感染力の強い新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えないままです。いずれにせよパンデミックのさなかであるだけに、公衆衛生の向上に役立つのであれば、インフルエンザの予防接種を受けておく必要性があります。



四万十町国保大正診療所

入吉宏紀・中澤彩花・大川剛史

農家別水田作付作物ヒアリング（窪川地域）

水田を耕作・管理されている方を対象に、令和3年度の営農計画のヒアリングと、水稻共済・収入保険の加入申し込みを受け付けます。今年は志和・興津地区以外の地区のヒアリングを **農村環境改善センター** に行います。営農計画書の登録がある方には1月下旬に、令和3年度の営農計画書（写し）を送付しますので、令和3年度の作付に変更がないかなど確認の上、会場にご持参ください。

営農計画書が送付されておらず、水田の耕作・管理をされている方は新規登録の必要がありますので下記のお問い合わせ先まで印鑑をご持参の上、お越しください。

※畑は対象外です。

※申告期間中は資料を持ち出しているため、開催場所以外では受付できません。

日付	時間	地区	会場
2月 1日(月)	9:00～16:00	街分・郷分	農村環境改善センター
2日(火)		立西	
3日(水)		松葉川	
4日(木)		仁井田・影野	
5日(金)		東又	
8日(月)		全地区	
9日(火)		全地区	
10日(水)		全地区	
12日(金)	10:00～11:30	志和・鶴津	志和郷分集会所(旧JA) 2階
	14:00～16:00	興津	JA興津支所 2階

【お問い合わせ先】 農林水産課 ☎22-3113 高知県農業共済組合 西部支所 ☎22-4333

不用品の 買い取り・処分 にご注意！

不用品の買い取り・回収に軽トラックで巡回しているものや、チラシを配布したり、インターネットで広告しているものがあります。

なかには、「無許可」の廃棄物回収業者があり、安易に処理を依頼すると思わぬトラブルや不法投棄、不適正処理の原因になりますので、注意が必要です。

事例
1

「不要になった家電品を無料で処分する」と拡声器で呼びかける軽トラックが通ったので処分を頼んだら、無料のはずが高額な処分費用を請求された。

事例
2

「不用品を何でも買い取る」という電話があり、不要な衣類の買い取りをお願いしたら、訪れた際に衣類以外のアクセサリなど貴金属を出すように求められた。



家電リサイクル法の対象品（冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）は、指定の業者・家電小売店にリサイクル料を支払って処分する必要があります。

次回は、家電リサイクル対象品の処分方法について掲載します。

ごみの出し方についてご不明な点などございましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

環境水道課 ☎22-3119 大正 町民生活課 ☎27-0112 十和 町民生活課 ☎28-5112

まちづくり基本条例 地域自治区制度について

四万十町では、住民、議会、行政それぞれの役割や責務、まちづくりの基本的な考え方を定めた「四万十町まちづくり基本条例」を制定し、「住民が主役である」という本町の目指す自治の将来像を推進してきました。

そのまちづくり基本条例で定めています、地域自治区制度とは、町をいくつかのエリアに区分けして、区に独自の権限を持たせて、町政に反映させるとともに、住民が主体となって区内の取り組みを維持・活性化しながらまちづくりを進めていく制度のことで、まちづくり基本条例において、その設置を目指すとして規定されています。

しかし、これまでの経過の中で「自治区を有効に活用させるためには、各分野での地域を引っ張る人材やまちづくりへの住民意識の醸成に課題がある。」として導入の見送りをしてきた経緯があり、集落担当職員による区長への聞き取り、町民1,000人を対象としたアンケート等を踏まえ、ご意見等を総合的に勘案し、議会3月定例会にまちづくり基本条例の改正議案（地域自治区に関する条文を改正）を提案する予定です。

つきましては、意見公募条例第3条第2項の規定に基づき、下記の通り意見公募と公聴会を実施します。

皆さんのご意見をお聞かせください

〈募集期間〉

1月18日(月)～2月8日(月)まで

〈意見公募の実施について〉

「四万十町まちづくり基本条例の一部改正」について意見公募（パブリックコメント）を実施します。

このたび、条例の一部を変更（地域自治区に関する条文を改正）するため、変更案について広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下のとおり意見を募集します。

■閲覧場所（募集期間のみ）

本庁西庁舎1階閲覧所、大正・十和地域振興局1階閲覧所、興津出張所 ※四万十町ホームページでも閲覧できます。

■提出方法

①意見箱への投函

閲覧場所に備え付けの意見箱に記入して投函してください。

②郵送 〒786-8501 四万十町琴平町16-17

四万十町役場企画課 地域振興係 宛 ※送料はご負担願います。

③FAX 0880-22-3123

④Eメール 103030@town.shimanto.lg.jp

⑤四万十町ホームページの専用フォームからも投稿できます。

〈公聴会の実施について〉

このたび、条例の一部を変更（地域自治区に関する条文を改正）するため、変更案について広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下のとおり公聴会を開催します。

内容：まちづくり基本条例の一部改正について
地域自治区制度について

開催日	対象地域等	会場
2月8日(月)	窪川地域	役場本庁東庁舎1階 多目的大ホール
9日(火)	大正地域	地域交流センターたのの
10日(水)	十和地区	十和地域振興局2階ホール

※1 時間は18:00～19:30頃（約1時間半）を予定しています。

※2 説明内容はいずれの会場も同じです。ご自身の都合に合わせていずれかの会場でご参加ください。

【お問い合わせ先】 企画課 ☎22-3124